

施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)

甲賀市長あて

次のとおり、施設等利用給付認定の変更・現況届について申請（提出）します。
※認定の変更が伴わない場合、通知書の発行を行わず、申請内容の変更届として取り扱います。

現在の認定状況	住所				
	保護者	氏名	生年月日	電話番号	
			S H . .		
	児童(子)	氏名	生年月日	子ども・子育て支援法第30条の4 □第1号□第2号 □第3号	利用施設・事業所名
			. .	□第1号□第2号 □第3号	
		. .	□第1号□第2号 □第3号		
保育の必要性の理由	子どもから見た続柄		理由		
	父・母 ()				
	父・母 ()				
☐ 上記の通り、変更なし					
☐ 上記の内容から、変更あり					



変更が発生した日		年 月 日					
変更内容	□住所	新住所					
		転居日	令和 年 月 日	電話番号			
	□氏名	旧	⇒	新			
	□保護者	旧 □父氏名	⇒	新 □父氏名			
		□母氏名		□母氏名			
	□同居人	増減理由	□転入 □転出 □出生 □死亡 □婚姻 □離婚 □祖父母等と同居（別居） □その他（)				
		氏名	続柄	性別	生年月日	職業等	異動年月日
				男・女	. .		年 月 日
				男・女	. .		年 月 日
	□事由	項目	続柄	内容			
□勤務変更		父・母 ()	勤務先名				
□妊娠・出産		母	令和 年 月 日出産予定				
□就学		父・母 ()	就学先				
			就学時間	時 分 ~ 時 分			
			就学期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
□疾病・障がい		父・母 ()	□育児休業	父・母 ()	年 月 ~ 年 月		
□介護・看護		父・母 ()	□災害復旧	父・母 ()	災害の状況		
□その他	父・母 ()						

→ 該当項目の□にチェックをし、内容を記入してください。

施設等利用給付認定変更（現況届出）の手続きについて

● 注意点

- ・ 認定内容の変更（現況の届出）には、以下の必要書類を添付して、変更申請書（現況届）を提出してください。
- ・ 認定内容の変更は原則、事実発生日又は変更申請書の受付日のいずれかからとなります。
- ・ ただし、妊娠・出産への事由変更は原則、出産予定日後8週を経過した日の属する月の1日から変更となります。

変更（届出）内容		必要書類
住所	市内で転居した	「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
	市外へ転出した ※1	「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
氏名変更	児童・保護者	「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
	その他の親族等	「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
家族構成 変更	保護者の離婚が成立し住民登録上も別住所にした	「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
	保護者が結婚した	結婚した相手が保育できない事由を証明する書類（就労証明等） + 「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
	上記以外の変更	「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
事由	就労	「就労証明書」 + 「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」 ※自営業等の場合、下記の添付書類も必要です。 ・ 自営業等（中心者）…確定申告書（もしくは開業届）の写し ・ 自営業等（協力者）…専従者として記載されている確定申告書（もしくは源泉徴収票、もしくは給料明細2か月分）の写し ・ 内職…家内労働手帳等の写し（無い場合は、委託契約書や給与明細の写し）
	求職活動等	「確約書」 + 「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
	妊娠・出産	「母子手帳の写し（保護者氏名・出産予定日がわかるページ）」 + 「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
	育児休業	（変更後の）育児休業期間と復帰予定日の記載された「就労証明書」 + 「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
	疾病・障がい	「診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他各種認定証の写しのいずれか」 + 「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
	介護等	「介護・看護の状況表」 + 「介護・看護スケジュール表」 + 「診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他各種認定証の写しのいずれか」 + 「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
	就学	「在学証明書（もしくは学生証の写し〔両面〕）」 + 「就学期間と授業時間がわかる書類」 + 「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」
	虐待、DVのおそれ	下記問い合わせ先にご連絡ください。
	災害復旧	罹災証明等 + 「施設等利用給付認定変更申請書(兼 現況届)」

※1 市外に転出する場合、甲賀市における施設等利用給付認定は原則、取り消しになります。転出後も施設等利用給付認定の継続を希望される場合、あらかじめ転出先の市区町村に申し込んでください。

注) 上記以外にも書類が必要になる場合は、追加で提出をお願いすることがあります。
あらかじめご了承ください。

【提出先】 通園中の甲賀市内の認定こども園、保育幼稚園課（甲賀市役所2階）、土山地域市民センター、甲賀地域市民センター、甲南地域市民センター、信楽地域市民センター、

ご不明な点がございましたら、甲賀市保育幼稚園課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

甲賀市こども政策部保育幼稚園課管理係
〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
TEL 0748-69-2180